B 型肝炎ワクチンについて

平成 28 年 10 月 1 日から、B 型肝炎ワクチンが定期接種となりました。

対象は平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた 0 歳児です。3 回分全部の接種を終えるのに、1 回目の接種からおよそ半年間かかります。

1 歳になってしまうと定期接種の対象外となりますので、下記の内容をご確認いただき、早めに受けるようにしましょう。

定期予防接種：予防接種法に基づき市町村が実施します。対象となる疾病にかかりやすい時期を考慮して対象者が定められ、接種対象者（保護者）は予防接種を受けるよう努力する義務があります。

■対象者　接種時に１歳になる前日までのお子さま

＊母子感染予防のために抗 HBs 人免疫グロビリンと併用して B 型肝炎ワクチンを接種する場合は健康保険が適用されるため、定期接種の対象外になります。

■接種費用　無料（全額公費負担）

■標準的な接種時期・回数

＊**計3回**＊１回目接種後、２７日（約４週間）以上の間隔をおいて２回目接種。

３回目は１回目の接種から 139 日（約 20 週間）以上おいて接種。

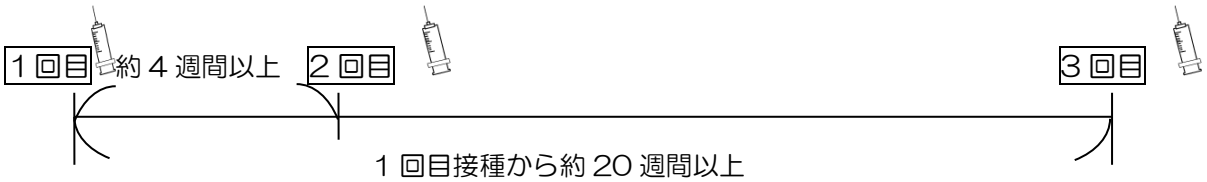

標準的な接種期間は、生後２か月に達した時から生後９か月に達するまで

保育園等集団生活が予定されている場合は、生後２か月からの接種開始が推奨されています

■　接種方法

1. 町と契約した下記 2 か所の委託医療機関の中から選び、直接医療機関に電話で予約する。

＊委託医療機関名（電話番号）

- 医療法人社団オロロン会苫前クリニック（０１６４）６４－９０７０
- JA 北海道厚生連苫前厚生クリニック（０１６４）６５－３５３５

2. 予約日に接種する

＊予防接種の際に医療機関に提示してください

- 健康保険証など氏名、生年月日、住所が記載されているもの
- 母子健康手帳

長期間住民票を移動させずに他の市町村に滞在するなど、やむをえない事情により委託医療機関以外の病院で接種を希望する場合、事前に手続きが必要になります。

●B 型肝炎とは

・B 型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。

・B型肝炎ウイルスは、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態（この状態をキャリアという）が続く場合があります。非常に感染力が強いウイルスで、感染経路は B 型肝炎を持った母親からの分娩の時に子どもにうつったり（母子感染）、ウイルスに感染した血液の輸血や性行為、最近ではキャリアの方の血液だけでなく、唾液や汗、涙などでの感染の危険性があることが証明されました。

・B 型肝炎ウイルスの感染者は、日本国内で約 100 万人と推定されています。感染後の経過は様々ですが、3 歳以下の子どもが感染すると、キャリアになりやすく、キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人は肝硬変や肝がんなどの命にかかわる病気を引き起こすこともあります。

●B 型肝炎ワクチンについて

・B 型肝炎ウイルスの成分を使った不活化ワクチンです。6 日以上おいて他のワクチン接種ができます。

・ワクチンを接種することで、B 型肝炎ウイルスへの抵抗力（免疫）ができます（体質や体調で免疫ができない場合もあります）。免疫ができると、B 型肝炎ウイルスが引き起こす様々な病気を予防し、キャリアになることを予防することで、周りの人への感染も防ぐことができます。

・主な副反応は、接種した場所が赤くなったり、腫れたり、しこりができたり、痛みを感じることがあります。また、全身症状として発熱、刺激に反応しやすくなる、機嫌が悪くなる、ぐずる、眠たそうにするということがあります。きわめてまれに、アナフィラキシー（じんましん、呼吸が苦しくなるなど）、急性散在性脳性髄炎（発熱、嘔吐、意識がはっきりしない、手足が動きにくいなど）がみられる場合があります。

●健康被害救済制度

予防接種法に基づき予防接種を受けた副反応によって障害が発生し、または死亡した場合、当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、苫前町は予防接種法の規定に基づき医療費などの給付を行います。

■お問い合わせ先

苫前町保健福祉課保健係（電話（０１６４）６４－２２１５）

令和元年 10 月発行